

○南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱

平成24年3月22日

告示第28号

(趣旨)

第1条 この告示は、地震による木造住宅の倒壊から生命を守るため、南アルプス市耐震化促進計画に基づき既存木造住宅に耐震シェルターを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、南アルプス市補助金等交付規則（平成15年南アルプス市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 既存木造住宅 次の要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 昭和56年5月31日以前に着工され、木造在来軸組工法又は伝統工法で建築された階数が2以下の住宅で、その所有者又は当該所有者の3親等以内の親族が居住し、かつ、賃貸契約等による使用形態でないもの

イ 延べ床面積300平方メートル以下の住宅

ウ 長屋及び共同住宅以外の住宅（借家を除く。）

エ 併用住宅は、居住部分の面積が過半の住宅

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当する診断をいう。

ア 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行った耐震診断

イ 一般財団法人日本建築防災協会（以下「協会」という。）発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて行った一般診断若しくは精密診断又は協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」に基づいて行った精密診断

(3) 総合評点 前号の規定による木造住宅耐震診断の総合評点をいう。ただし、当該総合評点のうち地盤及び基礎の評点は、山梨県木造住宅耐震診断マニュアルを適用するものとする。

(4) 耐震シェルター

ア 地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの生命を守るため、住宅内に設置する一部屋型又はベッド型の装置で、地震動による家屋の倒壊に耐え得る堅牢な構造のものとして市長が認めたもの

イ 構造設計一級建築士がアと同等以上のものとして設計したもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する

者とする。

(1) 既存木造住宅を所有する者

(2) 市税を滞納していない者

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅は、木造住宅耐震診断の結果、総合評点0.

7未満と診断された既存木造住宅で、南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱（平成17年南アルプス市告示第82号）第4条第1号に該当する南アルプス市耐震改修事業又は同条第2号に該当する南アルプス市耐震化建替事業の補助を受けていない住宅とする。

(補助対象経費)

第5条 耐震シェルターの設置に係る1棟当たりの補助金の対象となる経費は、既存木造住宅の所有者が行う耐震シェルターの設置に要する経費とする。ただし、既存木造住宅1戸につき1箇所までとし、1階に設置するものを対象とする。

(補助金の額)

第6条 耐震シェルターの設置に対する補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の全額とし、36万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び決定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震シェルター設置工事見積書

(2) 耐震診断結果報告書

(3) 耐震シェルター等設置計画書

ア 平面図

イ 耐震シェルター設置計画図その他補強方法を示す図書

(4) 市税納税証明書

(5) 住民票（所有者と居住者が異なる場合にあっては、その関係性が分かる書類）

(6) その他参考となる書類

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による交付決定について、必要な条件を付することができる。  
(計画の変更)

第8条 申請者は、補助金の交付決定後、次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、あらかじめ南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業計画変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 施工箇所及び施工方法の変更
- (2) 耐震シェルター設置に要する経費の変更

2 申請者は、前項の規定により申請書を提出するときは、次に掲げる関係書類を添付するものとする。

- (1) 耐震シェルター設置工事見積書
- (2) 耐震シェルター設置変更計画書(変更前後の平面図)
- (3) その他変更内容が判断できる書類

3 市長は、前2項の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業計画変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(計画の遅滞等)

第9条 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難な場合は、速やかに南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業計画遅滞等報告書(様式第5号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書(様式第6号)により申請者に指示するものとする。

(設置事業の廃止又は中止)

第10条 申請者は、設置事業の廃止又は中止をしようとする場合は、南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業計画廃止(中止)届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(着工の届出)

第11条 申請者は、設置事業に着手したときは、南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業着工届(様式第8号)に着工の状態が確認できる写真を添えて、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 申請者は、補助事業が完了したときは、南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業完了実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置工事契約書及び領収書の写し
- (2) 設置工事写真(施工箇所毎の施工前、施工中及び完了時が確認できるも

の)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類は、補助事業完了後30日以内又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付確定通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 申請者は、前条の規定による通知を受けた日から10日以内に南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金支払請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の受領について、工事の契約を締結した施工業者に委任する場合(次条において「受領委任払」という。)は、南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金受領委任払請求書(様式第12号)によるものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定により支払請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。この場合において、受領委任払により工事の契約を締結した施工業者に補助金の交付があったときは、申請者に補助金の交付があったものとみなす。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第16条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この告示に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正な手段により交付申請し、又は補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(関係書類の保管)

第17条 申請者は、補助事業に係る帳簿及び領収書その他の書類を規則第10条の規定により整備し保存しなければならない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和18年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成28年3月22日告示第40号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月23日告示第71号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年7月20日告示第153号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月21日告示第80号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年3月18日告示第77号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月17日告示第49号)

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定及び様式第1号の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）南アルプス市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付申請書

南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、耐震シェルターを設置したいので、次のとおり申請します。

住宅の概要	住宅の所在地							
	住宅の種類	専用住宅・（ ）併用住宅						
	建築年次	年 月着工 年 月完成						
	階数				延べ床面積	㎡		
	併用住宅の住宅以外の面積							㎡
	耐震シェルターを設置する場所							
	住宅の所有者及び居住者	続柄	氏名	生年	月	日	年齢	
	所有者			年	月	日		
	居住者			年	月	日		
				年	月	日		
				年	月	日		
				年	月	日		
工事費等	予定工期	年 月 日～ 年 月 日						
	総設置工事費	円						
	耐震シェルターの規格	既製品・構造設計一級建築士の設計品						
	補助対象工事費	円						
	補助申請額	円						

※添付書類

- （1）耐震シェルター設置工事見積書
- （2）耐震診断結果報告書
- （3）耐震シェルター等設置計画書  
ア 平面図

- イ 耐震シェルター設置計画図、その他補強方法を示す図書
- (4) 市税納税証明書
  - (5) 住民票（所有者と居住者が異なる場合にあっては、その関係性が分かる書類）
  - (6) その他参考となる書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

様

南アルプス市長

印

南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で、申請のありました次の住宅に関する木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 住宅の所在地
- 3 住宅の種類
- 4 その他 補助金交付申請書のとおり
  - (1) 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等の関係書類を整理しなければならない。
  - (2) 帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間は保管しなければならない。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）南アルプス市長

申請者 住所

氏名

電話番号

南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震シェルター設置事業の計画を次のとおり変更したいので、南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第8条第1項及び第2項の規定により申請します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 変更事項
  - （1） 施工箇所及び施工方法の変更
  - （2） 耐震シェルター設置に要する経費の変更
  - （3） その他

※添付書類

- ・耐震シェルター設置工事見積書
- ・耐震シェルター設置変更計画書(変更前後の平面図)
- ・その他変更内容が判断できる書類

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

様

南アルプス市長

印

南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、次の住宅に関する  
木造住宅耐震シェルター設置事業計画変更承認申請書を審査したところ、  
適当と認められるので、南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置  
事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 補助金変更交付決定額 円
- 4 その他

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）南アルプス市長

申請者 住所

氏名

電話番号

南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業計画遅滞等報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震シェルター設置事業の計画について、次のとおり事業の遅滞が生じたので南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により報告します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 遅滞等の内容
- 4 遅滞等の理由

様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

様

南アルプス市長

印

指示書

年 月 日付けで報告のありました、下記の住宅に関する木造住宅耐震シェルター設置事業計画遅滞等報告書について、南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により次のとおり指示します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 指示の内容

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）南アルプス市長

申請者 住所

氏名

電話番号

南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業計画廃止（中止）届

年 月 日付け第 号により補助金交付決定  
の通知を受けた耐震シェルター設置事業の計画について、次のとおり廃  
止（中止）したいので、南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業費  
補助金交付要綱第10条の規定により届け出ます。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 廃止（中止）の理由

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）南アルプス市長

申請者 住所

氏名

電話番号

南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業着工届

年 月 日付け第 号により補助金交付決定  
の通知を受けた耐震シェルター設置事業の計画について、次のとおり着  
工したので、南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交  
付要綱第11条の規定により届け出ます。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 着工年月日 年 月 日
- 4 添付書類 着工写真

様式第9号(第12条関係)

年 月 日

(宛先)南アルプス市長

申請者 住所

氏名

電話番号

南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業完了実績報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震シェルター設置事業の計画について、次のとおり事業が完了したので、南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により報告します。

記

1 住宅の所在地

2 住宅の種類

3 完了の年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 設置工事契約書及び領収書の写し
- (2) 設置工事写真(施工箇所毎の施工前、施工中及び完了時が確認できるもの)
- (3) その他、市長が必要と認める書類

様式第10号（第13条関係）

年 月 日

様

南アルプス市長

印

南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで決定した補助金の交付について、次のとおり確定したので、南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 交付決定額 円
- 4 交付確定額 円

様式第 1 1 号 (第 1 4 条関係)

年 月 日

(宛先)南アルプス市長

申請者 住所

氏名

電話番号

南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金支払請求書

南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第  
1 4 条の規定に基づき、次のとおり補助金を請求します。

記

1 住宅の所在地

2 住宅の種類

3 支払請求額

円

○振込先

振込先金融機関	金融機関名		銀行 組合 金庫 農協		本店・支店 支所
	預金の種類		普通・当座	口座番号	
	口座名義人	フリガナ			
		氏名			

様式第12号 (第14条関係)

年 月 日

(宛先) 南アルプス市長

申請者 住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号

南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金受領委任払請求書

南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱第  
14条ただし書の規定に基づき、次のとおり補助金を請求します。  
なお、この請求による補助金の受領に係る権限については、次の受任  
者に委任します。

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 支払請求額 円
- 4 受任者 所在地  
施工者名  
代表者氏名 ㊟

○振込先

振 込 先	金融機 関 名		銀行 組合		本店・支店
			金庫 農協		支所
融 機 関	預金の 種 類	普通・当座	口座番号		
	口座名	フリガナ			
	義 人	氏 名			

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第9条関係)

様式第7号 (第10条関係)

様式第8号 (第11条関係)

様式第9号 (第12条関係)

様式第10号 (第13条関係)

様式第11号 (第14条関係)

様式第12号 (第14条関係)